

(災害対策特別委員会)

令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第七号)(衆議院提

出)要旨

本法律案は、被災者等が自ら令和二年七月豪雨災害関連義援金を使用することができるようにするため、同義援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

1 令和二年七月豪雨災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。

2 令和二年七月豪雨災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。

3 この法律において「令和二年七月豪雨災害関連義援金」とは、令和二年七月豪雨による災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉^{しや}する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又

は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行することとする。

2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和二年七月豪雨災害
関連義援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないことと

する。